

都道府県労働局等職員【任期付任用職員】募集要項

新型コロナウイルス感染症により、経済活動が急速に縮小する中、国民の雇用を守り抜くために、令和4年度における都道府県労働局等の人員・組織体制の充実・強化を目的として、民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する方を募集します。

1 職種

福井労働局の任期を定めた常勤職員

2 業務内容

- (1) 窓口等での求人受理
- (2) 人材ニーズや採用意向等に係る事業所情報の収集、求人開拓や求人充足のための事業主への相談・助言
- (3) 各種助成金制度等の問い合わせ対応
- (4) その他、上記に付帯する業務

3 募集人員

1名

4 応募資格

- (1) 以下の条件を満たす方
民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する者。
- (2) 以下に該当する方は応募できません
 - ① 日本国籍を有しない方
 - ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
 - ④ 国家公務員法第81条の2（定年による退職）に該当する方（採用予定日において満60歳に達している方）

5 採用方法

選考による採用となります。

また、人事院規則 8-12 第 42 条第 2 項第 1 号の規定に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和 5 年 3 月末日までとなります。

6 採用日

令和 4 年 6 月 1 日（水）を予定しています。

7 勤務地

三国公共職業安定所（坂井市三国町覚善 69-1）

8 勤務時間・休暇

勤務時間は 1 日 7 時間 45 分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴（助成金や雇用保険等に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 論文の提出

次の課題について、論文による書類審査を実施します。

<論文の課題>（800 文字程度）※提出様式は任意とします。

「福井県の有効求人倍率（季節調整値）は、令和 4 年 2 月現在で 2.07 倍と全国に比べて高水準（全国 1.21 倍）にあります。このような状況の中、人材の確保のため求人募集を行う事業所に対して、ハローワークとしては、どのように支援、指導、助言をしていくのかを記載してください。」

(3) 応募先

(1) 及び(2)については、1つの封筒に同封し、総務課人事係あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記13のとおりです。

応募書類について、個人情報 は 目的外に使用しないことを厳守し、選考後不採用の場合は、ご返却します。

11 応募期限

令和4年5月13日（金）

応募書類は当日の消印有効（持参の場合は当日17：00まで）とします。

12 選考方法

（選考内容）

- ・職務経歴、論文による書類審査
 - ・人物試験（個別面接）人物試験による審査
- 面接日時は、後日ご連絡します。

（合格者発表）

令和4年5月末までに、合否にかかわらず全員に文書にて通知します。

13 応募等に関する照会先

福井労働局総務部総務課人事係（任期付任用職員募集担当）

住所 福井県福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎14階

電話 0776-22-2655

(別紙)

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経歴等が考慮されます（14万円～35万円程度）。
- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
 - 扶養手当・扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円、子1人につき10,000円等
 - 住居手当・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円
 - 通勤手当・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高55,000円）
 - 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・年2回支給 計4.45か月（令和3年度実績）